熱海市家計改善支援事業公募型プロポーザル実施要領

１　目的

生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を実施するにあたり、プロポーザル方式により、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する優れた受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務名

熱海市家計改善支援事業業務委託

（２）業務内容

別紙「熱海市家計改善支援事業業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

ア　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※ただし、業務継続による計画的な支援を実現する観点から、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、当該受託者との間で、令和１２年３月３１日まで、年度ごとの更新による随意契約を行う可能性があります。

イ　引継ぎ期間（現受託事業者と異なる場合）

契約締結日（令和９年１月２５日以降）から令和９年３月１２日まで

（４）事業者選定方法

業務受託者の選定は、プロポーザル方式により、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容をもとに審査を行い、最高得点の事業者を優先交渉権者とする。

（５）業務委託費上限額

金９，０００千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

※算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出する。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は失格とする。

３　参加資格

本実施要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

（１）熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成６年熱海市告示第３５号）に基づく競争入札参加資格の物品役務の認定を受けている者、または登録を不要とする団体（「公共団体」及び「公共的団体」、「公益事業を行う団体」）であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。また、同条第２項の規定に基づく熱海市の入札参加制限を受けていない者であること。

（３）本プロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱に基づき、指名停止を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にない事業者であること。

（６）本事業を継続して実施可能であること。

４　契約締結までのスケジュール

実施内容	日　程
公告（市ＨＰ掲載）	令和８年１１月１１日（水）
質問書受付期限	令和８年１１月２４日（火）
質問回答期限	令和８年１１月２７日（金）
参加申込書の提出期限	令和８年１２月１０日（木）
資格審査結果通知書の送付	令和８年１２月１１日（金）
企画提案書等の提出期限	令和８年１２月２８日（月）
提案審査（プレゼンテーション）	令和９年１月１４日（木）
審査結果の通知・公表	令和９年１月２０日（水）
受託候補者との協議・契約締結	令和９年１月２５日（月）以降

５　質問の受付及び回答

（１）質問の受付

ア　提出書類　　質問書（様式１）

イ　提出期限　　令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

ウ　提出方法　　電子メールにて提出

件名は【質問】「熱海市家計改善支援事業」とすること。

エ　質問受付メールアドレス：seikatsuhogo@city.atami.lg.jp

（２）質問への回答

質問に対する回答は、令和８年１１月２７日（金）までに市ホームページに掲載する。

６　プロポーザル参加申込の方法

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式２）

イ　商業登記簿謄本または法人登記簿謄本

（提出日において３か月以内に発行されたもの。原本、写しどちらでも可。）

ウ　事業者概要（様式３）

エ　直近の事業報告書及び財務諸表

オ　直近の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税・地方消費税、固定資産税（該当する場合のみ）

（２）提出部数

１部

（３）提出期限

令和８年１２月１０日（木）午後５時必着

（４）提出方法

持参または郵送により提出するものとする。なお、持参の場合は、熱海市の休日を定める条例（平成５年熱海市条例第１号）第１条に規定する熱海市の休日に当たらない日の午前９時から午後５時までとし、郵送の場合には提出期限までの必着とする。）

７　資格審査結果の通知

プロポーザル参加の申し込みをした事業者の参加資格を審査し、その結果を当該事業者に対し令和８年１２月１１日（金）までに書面にて発送する。

８　企画提案の応募方法

（１）提出書類

ア　企画提案提出届（様式４）

イ　会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）

ウ　人員配置計画（様式５）

エ　官公庁における同種・類似・関連業務の実績（様式６）

オ　企画提案書（任意様式）

※日本産業規格Ａ４版サイズ２０ページ分以内とすること。

※厳正かつ公平な方法で内容比較を行うため、別表１「提案評価基準」の項目に基づいた順序ごとに作成すること。

カ　提案見積書（消費税及び地方消費税を含む。）（様式７）

キ　誓約書（様式８）

ク　プレゼンテーション出席報告書（様式９）

（２）提出部数

１０部（原本１部＋写し９部）

（３）提出期限

令和８年１２月２８日（月）午後５時必着

（４）提出方法

持参または郵送により提出するものとする。なお、持参の場合は、熱海市の休日を定める条例（平成５年熱海市条例第１号）第１条に規定する熱海市の休日に当たらない日の午前９時から午後５時までとし、郵送の場合には提出期限までの必着とする。）

（５）提出書類の作成要領及び注意点

ア　提出書類の規格は日本産業規格Ａ４版サイズとする。資料については、日本産業規格Ａ３版のＡ４版サイズに折り込むことを認める。また、支障のない範囲で両面印刷とする。

イ　書類の作成に当たって使用する文字サイズは１１ポイント以上とすること。

（６）失格事項

選定の前後及び結果を問わず、本プロポーザル参加申込後から契約締結までの間に、次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、内容によっては、指名停止等の措置を行うことがある。

ア　提出期限、提出先または提出方法が本実施要領に適合していない場合

イ　提案額が上限金額を超えている場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

オ　「３　参加資格」の要件を満たさなくなった場合

９　審査及び選考の方法

（１）熱海市家計改善支援事業事業者選定委員会の設置

受託事業者を選定するため、当市職員で構成する熱海市家計改善支援事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、プレゼンテーションによる審査を行い、その結果を市長に報告する。

（２）プレゼンテーションの実施

企画提案に基づくプレゼンテーションを実施する。

ア　日時　　令和９年１月１４日（木）

※企画提案実施事業者数により開始時刻が変更になる場合がある。

イ　場所　　熱海市役所　第１庁舎４階第１会議室

ウ　実施方法

１企画提案者につき企画書に関する説明を３０分以内に実施し、その後質疑応答を行う。

エ　説明順序

企画提案書を市が受領した順とする。

オ　その他

会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコンその他必要なものは、提案者が持参すること。

（３）審査・選定の方法

ア　選定委員会が企画提案を別表１「提案評価基準」により審査し、提案内容により選定委員ごとに評価点を採点する。各選定委員の評価点のうち最高点と最低点を付した選定委員の評価点を除外し、残りの選定委員の評価点を合計した点数を「総合点数」とする。

イ　「総合点数」の最も高い者を選定委員会の合議の上、最優秀企画提案者として選定する。

ウ　評価点の合計が同点となる者が２者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

エ　全ての企画提案者の得点が満点の６割に満たないときは、期日を定めて再度提案を求め審査することとする。

（４）選定結果

ア　全ての企画提案者に対して、令和９年１月２０日（水）の午後５時までに電子メールにて選定結果を通知する。

イ　審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

１０　契約

（１）最優秀企画提案者の決定後は、最優秀企画提案者より改めて見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

（２）前項において、最優秀企画提案者との協議が整わなかった場合においては、「９．（３）審査・選定の方法」イ又はウにおける次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。

１１　その他事項

（１）企画提案書は１企画提案者につき１提案とする。

（２）企画提案に関して企画提案者が必要とした費用はすべて企画提案者の負担とする。

（３）受託候補者にならなかった者の企画提案書は提出者に返却する。

（４）原則として企画提案書等提出後の提出資料変更及び追加は認めない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りでない。

（５）提出書類は、非公開とする。

（６）選定結果については、市ホームページ等で企画提案者名を含め公表する。

（７）緊急等の理由によりやむを得ず、市が本プロポーザルによる選定を実施することができないと認められる場合、本プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。この場合、市の責に帰する理由の場合を除き、それまでに要した費用を市に請求することはできない。

１２　書類提出先・問合先（事務局）

熱海市健康福祉部　社会福祉課　生活保護室

所在地　〒４１３－８５５０　静岡県熱海市中央町１番１号

ＴＥＬ　０５５７－８６－６３４５（直通）

ＦＡＸ　０５５７－８６－６３３８

メールアドレス　seikatsuhogo@city.atami.lg.jp